

環境センター 燃えるごみの受け入れ基準

持ち込む前のお願い

金属類・資源ごみは可能な限りご家庭において分別してからの持ち込みをお願いします。

● 受け入れできるもの

区分	基準・条件
燃えるごみ	・生ごみ、草木類、紙類、布類など、可燃性を有する一般廃棄物 ※事業系廃棄物のうち、プラスチック類は産業廃棄物となるため対象外です。
燃える粗大ごみ	幅 100cm×厚さ 60cm×長さ 300cm 以内の粗大ごみで以下のもの ・タンス、食器棚、机、ベッドなどの木製家具類 ※金属・ガラス等の不燃物は取り外してください。 ・ふとん、じゅうたん類 ※紐で縛る必要はありません。 ※スプリング入りマットレスは受入できません。 ・草木・剪定くず（直径 10cm×長さ 300cm 以内） ※1 家庭につき 1 日あたり軽トラック 1 台まで。 ・畳：1 日 10 枚まで （畳の受入は、自宅の畳を所有者自身が搬入する場合に限ります）

■ 受け入れできないもの

区分	基準・条件
処理困難物	・大型のもの（300cm×100cm×60cm 以上） ・直径 10cm 超の木類、解体に伴う多量の木類、金属が含まれる木類 ・農業用ビニール・マルチ、プラスチック類、漁網・ロープ ・一時的多量の魚や野菜等
危険物	・農薬入り容器、ガソリンや灯油等の油が入っている容器 ・火災・爆発の恐れがあるもの
リサイクル可能品	・ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、古紙類、布類など
その他	・産業廃棄物、医療廃棄物、組合が処理困難と判断したもの

○ 搬入車両について

許可業者以外が搬入する場合、2トン車以上の車両による搬入はできません。（ダンプ不可）

よくある質問

質問	回答
指定袋は必要ですか？	中身を確認できる透明・半透明袋であれば指定袋の必要はありません。
知人・友人のごみを持ち込めますか？	持ち込みが可能な者は、排出者本人又は親族に限ります。 排出者以外の運搬は、廃棄物処理法により一般廃棄物収集運搬の許可業者に限られています。
分別は必要ですか？	燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみに分別し搬入してください。
スプリングマットレスの持ち込みはできますか？	スプリングマットレスの持ち込みはできません。 ただし、表面の布地及びクッション材を取り外した際に発生した布類については、処理可能です。取り外したスプリング部分については、金属回収業者等において適正に処分してください。
タンスや食器棚の処分をしたい。	搬入する際は、取っ手や蝶番などの金属類、ガラスや鏡などの不燃物を事前に取り外して搬入してください。 なお、取り外しが困難な金属類については、職員が取り外しを補助しますので、手袋や作業服等の作業が可能な服装で搬入してください。
ソファを処分したい。	搬入する場合は、金属類（裏面のスプリング、リクライニング装置など）を事前に取り外して搬入してください。 なお、取り外しが困難な金属類については、職員が取り外しを補助しますので、手袋や作業服等の作業が可能な服装で搬入してください。
環境センターで処理困難とされたごみはどこで処分すればいいのか。	・産業廃棄物：産業廃棄物処理業者に依頼してください。 ・処理困難物：処理困難物については、適切な処理方法について産業廃棄物処理業者等へ事前にお問い合わせください。